# 開発許可（盛土規制法のみなし許可）の申請手続フロー

※ …申請者が行う手続

| | |
|---|---|
| 事前相談 | 関係部局に相談 |
| 開発行為事前協議（開発区域の面積が1,000㎡以上の場合） | 開発行為事前協議申出書の提出<br>現地で事前協議の立会い<br>事前協議報告書の提出 |
| 公共施設管理者の同意等（法第32条） | 公共施設管理者と協議<br>（同意書等の交付） |
| 開発行為許可申請（法第29条第１項） | 開発行為許可申請書の提出 |
| 許可通知書の交付 / 不許可通知書の交付 | （標準処理期間：21日） |
| 標識の掲示（市細則第14条，盛土規制法第49条） | 開発行為許可標識の掲示<br>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識の掲示 |
| 開発工事着手 | 防災措置の実施 |
| 建築制限等解除（法第37条）（開発工事と同時に建築工事を行う場合） | 建築制限等解除承認申請書の提出<br>（承認通知書の交付）<br>（標準処理期間：21日） |
| 建築工事着手（工事完了公告前の建築物使用は不可） | |
| 定期の報告（盛土規制法第19条第１項） | ※一定規模を超える場合<br>定期報告書の提出 |
| ※３か月ごとに提出 | |
| 中間検査の申請（盛土規制法第18条第１項） | ※一定規模を超え，特定工程を含む場合<br>中間検査申請書の提出<br>現地で検査の立会い<br>（標準処理期間：14日） |
| 中間検査合格証の交付（盛土規制法第18条第２項） | |
| 工事中間検査（帰属する公共施設がある場合） | 工事中間検査申出書の提出<br>現地で検査の立会い |
| 工事完了届出（法第36条第１項） | 工事完了届出書の提出 |
| 工事完了検査（法第36条第２項） | 現地で検査の立会い |
| 検査済証の交付（法第36条第２項） | （標準処理期間：14日） |
| 工事完了公告（法第36条第３項） | 工事完了公告日の翌日に公共施設及び公共施設用地の帰属 |